

今治市行政視察

会派未来 松山篤夫・車戸明良

日 時 令和7年10月30日
場 所 今治市役所
視察テーマ 食と農のまちづくり

今治市「食と農のまちづくり」について

今治市では、昭和58年頃から学校給食の自校方式に切り替え始めたのを皮切りに、「地産地消の推進」、「食育の推進」、「有機農業の振興」の3つを柱として、市民総ぐるみで様々な事業を展開している。

この宣言は、元々、合併前の旧今治市において、輸入農産物の増大により食の安全性が懸念されていたことから、昭和63年に議会において議決された。しかし、平成17年の市町村合併後、農林水産省や食品業者、流通関係者や消費者など様々な立場の方々から、以前あった宣言の復活を望む声があがり、新たに発生した食や農林水産業に関する問題要素を盛り込み議決されたものである。

「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」

新しい今治市の「地域食料自給率」は低位にあり、市民の多くが外国食料に依存している実態は、今日の食料輸入大国のもつ不安と国内における地域農業の困難さの縮図というべきである。WTO体制のもとで、食料自給率の低い我が国に対し諸外国から農産物の市場開放要求がますます強まる中、生産・輸送・貯蔵の過程で使用された農薬の残留、遺伝子組み換え作物、家畜伝染病、抗生物質などによる食料の安全性への不安、並びに表示の偽装などによる「食」に対する不信が高まっている。

このような状況のもとで「食料・農業・農村基本法」が制定され、食の安全・安心と食料自給率向上が緊急な課題となっていることにかんがみ、今治市は市民に安定して安全な食料を供給するため、農林水産業を市の基幹的産業に位置づけ、地域の食料自給率向上をはかる。また、農林水産業の振興のため生産と経営に関する技術を再構築し、必要以上の農薬や化学肥料、抗生物質や家畜医薬品の使用を抑える。さらに、農産物については有機質による土づくりを基本とした生産技術の普及を図り、水産物の安全確保についても留意することにより、より安全な食料の安定生産を積極的に推進する。同時に、広く消費者にも理解を深め、市民の健康を守る地産地消と食育の実践を強力に推し進める。

以上を踏まえ、ここに「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市」となることを宣言する。

今治市食と農のまちづくり条例

今治市では「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」が出されたことを受け、この宣言を着実に実行するため、翌年の平成18年に「今治市食と農のまちづくり条例」が制定された。

地場産品の活用

学校給食における地場産品の活用推進。

減農薬米

今治市産減農薬米等の「ひのひかり」を活用した米飯給食を実施している。

また、平成21年度より学校給食運営委員会の地元産減農薬米の購入に対して、地元産減農薬米価格と県産米価格の差額分を補助している。

今治市産小麦パン

平成17年度より全調理場で今治市産小麦を使用した学校給食パンを提供している。

今治市産大豆による豆腐

18調理場では、使用数量が揃った日に、遺伝子組み換えされていない今治市産大豆を使った豆腐製品を使用。

有機農作物

3調理場では、地元の有機農業研究会が栽培した有機農作物を学校給食に提供。

考 察

今治市では、1980年代から地産地消の取り組みを開始した。そのスタートとなったのは学校給食からであった。給食のコメは、化学肥料を5割削減した地元産の特別栽培米を100%使用し、評判を呼び、保護者等からは「給食と同じお米を食べたい」という声があがり、特別栽培米の生産農家が増え続けている。

さらにパン用の小麦も、年間使用量の約8割を市内産の「ニシノカオリ」でまかなえるようになり、市によると「外国の農家の懷に入っていたお金が、今治の農家に入るようになった」とのことでのことで、生産者への好影響もあると強調。このような取り組みが功を奏し、子供を通じて、地元産農産物への愛着が大人にも広がり、市内のスーパーや飲食店、ホテルでも、地元産品のコーナーやメニューが増えている。

活力ある農業・地域づくりに向けて、学校給食では地産地消を推進するとともに、食育は小学校低学年から取り入れられている。食品表示の読み方やバランスの良い献立の作り方など、食に関するさまざまな教育が続けられている。給食は、自校式を含め23の調理場で、1日15,300食を用意。特に、自校調理の場合、調理員の姿や調理の際の匂いなども、子供たちに良い影響を及ぼすという。調理場ごとに栄養士を配置し、それぞれ別の

メニューにすることで、生産量の少ない農産物でも給食に利用できる。市によると、「調理場の分散で、地元産食材を入れやすくなった」とのことでのことで、地元産の有機野菜を積極的に使用、農家も当番制で食材を学校に届けるなど、地域も積極的に協力している。

高山市も「食と農のまちづくり条例」を制定し、「地産地消の推進」「食育の推進」「有機農業の振興」の3つを柱とし、食料の安全性と安定供給体制を確立していくべきであると考察する。